

2018年4月16日

## 訴状の概要

弁護士 山本 妙

### 1 本訴訟の概要

岐阜県警は、長期にわたって、原告らの情報を収集・取得し、これを保存・管理し、利用するなどして「監視」していました。そして、シーテック社が計画中の風力発電施設建設事業に関連して、同社との情報交換の場で原告らの個人情報を提供し、シーテック社は、その内容を議事録に記録しました。

この議事録の内容から、岐阜県警が、議事録に記録された情報以外にも、原告らの個人情報を保管していることが明らかとなりました。また、警備公安警察の組織上、岐阜県警だけでなく警察庁も、原告らの個人情報を保管していると考えられます。

本訴訟は、本件議事録に記録されている情報をはじめとして、岐阜県警と警察庁が保有する原告らの個人情報の抹消を求める訴訟です。

### 2 本訴訟の位置づけ

我々は、2016年12月、岐阜県警による「監視」と情報提供について、損害賠償を認める訴訟を提起しました。しかし、国家賠償請求訴訟において、本件「監視」や情報提供が違法な権利侵害だと認められても、岐阜県警と警察庁が違法に収集、保管、利用した原告らの個人情報は、警察組織内に存在し続けます。また、これらの個人情報を基礎として、新たな人権侵害が起こりうるし、すでに起きている可能性もあります。

そうだとすれば、国家賠償請求訴訟で岐阜県警への責任を迫るとともに、本訴訟において岐阜県警及び警察庁が保有する原告らの個人情報を抹消することが、原告らを救済する手段と言えます。

情報化社会の高度化に伴い、公権力とりわけ警備公安警察による監視は多様化し、個人情報の集積・分析・利用等の在り方が問題になっています。本訴訟は、日本社会全体における問題を問うものです。

### 2 権利侵害

岐阜県警と警察庁による情報収集等の行為により、原告らのプライバシー権や個人情報を承諾なくみだりに収集・保有・利用されない権利が侵害されています。

個人情報行政機関によって集中的に管理されている現代社会において、この権利ないし利益は、憲法13条により保障されます。

そもそも、警備公安警察を含む公権力は、法令に定められた範囲でのみ権限を有しており、公権力が収集できる情報は、その権限の範囲に限られます。特に警備公安警察は、対象者の個人情報を大量に収集することによって、対象者の動向を予測し対策を立てています。ですから、その情報収集活動が有するプライバシー侵害性は極めて高く、情報収集の対象者は厳格に限定されるべきです。

#### 4 違法性

原告らが、岐阜県警と警察庁の監視対象にされるべき理由はありません。したがって、岐阜県警と警察庁が原告らの個人情報を収集、保有、利用することは違法です。

#### 5 人格権に基づく抹消請求権

人格権侵害に対しては、事後的な損害賠償請求のみならず、差止請求権として、人格権を侵害して収集された個人データ等の情報の抹消請求権が認められます。

6 以上のとおり、岐阜県警と警察庁が、警備公安情報として原告らの個人情報を保有し利用していることにより、原告らの人格権を侵害することは明らかです。ゆえに、岐阜県警と警察庁が保有している原告らの個人情報の抹消請求に及んだものであります。

以上